



平成 28 年 4 月 15 日

平成 28 年熊本地震により被災された皆さまへの 預金払戻し等の取扱いについて

この度の平成 28 年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。
当行では、被災されたお客さまの救援と災害復旧支援の一環として、下記のとおりお取扱いいたしますので、お知らせします。
被災された皆さまの一日も早い災害復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 通帳・証書・お届け印等をなくされた場合は、預金者ご本人様であることを確認のうえ、払戻し等をいたします。ご来店の際に運転免許証などご本人様であることを確認できる本人確認書類をお持ちください。
2. 定期預金等の期限前払戻し、もしくは、これらを担保とする貸付が必要な場合には、必要なお手続きをいたします。
3. この度の災害による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるよう調整いたします。
4. 被災により汚れた紙幣の両替等は、窓口でお取扱いをいたします。
5. 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資は、窓口にご相談ください。

その他お困りの点・不明な点がございましたら、お近くの支店窓口までご相談ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 坂口・古賀 TEL092-476-2353